

固定資産税の縦覧・閲覧制度

4月から固定資産税の帳簿の縦覧および台帳の閲覧ができます。縦覧・閲覧の際には、本人確認をするため納税通知書または身分証明書（運転免許証、健康保険証など）が必要です。

土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

自分の所有する土地または家屋の評価額と比較するため、市内に所在する他の土地または家屋の評価額を見ることができます。

- 対象者** 市内に固定資産(土地・家屋)を所有する納税者または納税管理人、代理人(納税者の委任状が必要)土地(家屋)のみ所有の人は、家屋(土地)の縦覧はできません。
 - 期間** 4月1日(水)～30日(木)(土・日曜日、祝日を除く)午前8時30分～午後5時15分
 - 場所** 税務課または各支所市民サービス課
 - 手数料** 無料 価格縦覧簿の写しは交付しません。
 - 縦覧内容** 土地...所在・地番・地目・面積・評価額
家屋...所在・家屋番号・種類・構造・床面積・評価額
- 各支所では、当該町のみで、他町の縦覧はできません。

固定資産課税台帳の閲覧

納税義務者が固定資産課税台帳のうち、自己の資産について記載された部分を確認することができます。

- 対象者** 固定資産税の納税義務者または借地人・借家人、代理人
借地人・借家人は対象となる資産のみ閲覧できます。なお、閲覧には賃貸借契約書が必要です。
- 期間** 4月1日(水)から通年(土・日曜日、祝日を除く)
- 場所** 税務課または各支所市民サービス課
- 手数料** 縦覧期間中(4月1日～30日)は無料、そのほかは1件300円
- 縦覧内容** 納税義務者...所有する資産の課税台帳
借地人・借家人...借りている土地または家屋の課税台帳

軽自動車税は4月1日に課税します 異動手続きは3月31日までに!

軽自動車やバイクの税金は、毎年4月1日現在の所有者に課せられます。次の人は、3月31日(火)までに異動手続きをしないと、いつまでも課税されたり、納税通知書が手もとに届かないことがあります。下記の窓口で早めに手続きしてください。

- ・他人に車を譲った人
- ・廃車した人
- ・住所が変わった人



種類	受付窓口
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車(農耕用、その他)	税務課 73-3006 各支所市民サービス課
二輪の軽自動車(126cc～250cc) 二輪の小型自動車(251cc以上)	四国運輸局香川運輸支局 高松市鬼無町20-1 050-5540-2075(ヘルプデスク)
軽自動車(二輪を除く)	軽自動車検査協会香川主管事務所 高松市国分寺町福家甲1258-18 087-870-6676 案内 087-870-6637

*土・日曜日、祝日は休みです。

軽自動車税の減免

障害者手帳等の交付を受けている人は、一定の要件を満たす場合に軽自動車税の減免を受けることができます。

- ・障害者本人が所有する軽自動車で、本人が運転するもの
- ・障害者本人が所有する軽自動車で、主に本人の通学、通院、通所または生業のために生計を同じくする家族が運転するもの
- ・車の構造が障害者のためのものと認められるもの

平成21年度分の申請期限は、**5月25日(月)**です。

平成20年度に身体障害者減免を受けた車両、4月初めに継続減免についての案内通知が送られます。

申請事項に変更がない場合は再申請は不要です。

年度末・年度始めの日曜日を開庁します

就職や転勤、就学などで、転出・転入の多くなる3月と4月に、市役所 高瀬庁舎 を日曜日に開庁します。

ただし、国の機関や他市町への確認が必要な業務は対応できないこともあります。

- 開庁日** 3月22日(日)・29日(日)、4月5日(日)
- 受付時間** 午前8時30分～午後5時
- 開庁場所** 市民課ほか(高瀬庁舎1階) 73・3005
- 業務内容** 住民の転出入の手続きと、それに伴う関連業務が主なものです。

市民関係

- ・住民異動届の受付
- ・住民票の写し・戸籍等の発行
- ・印鑑登録・印鑑登録証明の発行
- ・国民年金の手続き

保険・福祉関係

- ・国民健康保険・後期高齢者医療
・福祉医療の手続き
- ・介護保険認定者の転出入の受付
- ・障害者手帳の手続き
- ・児童手当・児童扶養手当の受付

教育関係

- ・小中学校の児童・生徒の転出入の受付
- ・幼稚園の園児の転出入の受付

税務関係

各種納税証明の発行
市税の納付

水道関係

- ・市民課および水道局(62・1133)で手続きが出来ます。
- ・開庁日以外の休日でも水道局で手続きが出来ます。

各支所では、従来の日直業務は行っていますが、開庁はしていません。

問い合わせ 市民課 73・3005

市税などの 口座振替済通知書の廃止

口座振替で市税などを納付したときの口座振替済通知書(はがき)を、平成21年度から廃止します。

廃止対象税目

市・県民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、軽自動車税の一部(車検のない軽自動車)

納付の確認方法

預貯金通帳の記帳で、振替結果を確認してください。残高不足などの理由で振替できなかったときは、納期限後10日前後に口座振替不能通知書を発行しますので、その通知書で納付してください。

なお車検のある軽自動車の納税証明書や所得税などの申告に必要な国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの年間納付済額の添付書類は引き続き発行します。

コミュニティバスにゆーす

4月1日から路線の一部が変わります!

山本線



JR琴平駅、三豊総合病院間を主に国道377号線を運行します。

高瀬線



現行の路線を南北に分割し、原下、西香川病院間を隔日で往復運行します。

高瀬観音寺線(旧豊中三野線)



たかせ天然温泉、観音寺駅間を比地地区(南郷・成行・下司)経由の後、主に県道岡本高瀬線を運行します。

財田高瀬線(旧豊中高瀬線)



豊中高瀬線の神田定住センターから環の湯まで路線を延長します。

詳しくは、ハンディブックでご確認ください。

ハンディブックは、3月下旬にコミュニティバスの車内、地域振興室、各支所で配布します

問い合わせ 地域振興室 73・3013

